

三島市地方就職学生支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学等を卒業又は修了して、移住した又は移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年3月21日付け就労第384号通知）、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市に住民登録を有し、生活の本拠を市へ移すことをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、次の表の市町村欄に掲げる市町村の区域を除いた区域をいう。

都道府県	市町村
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 神川町
千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 斎山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において、次の

- (1) 及び(2)の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業若しくは修了している又は見込みであること。

- (1) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定していること。

- (1) 申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。た

だし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

- (イ) 市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に上記内定企業等に就職し、移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に第3条(1)ア(イ)の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。
(イ) 勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在すること。
(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でないこと。
(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
(ホ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
(イ) 静岡県内の勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、静岡県内の勤務地限定型社員として採用予定であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した交通費。ただし、申請者一人につき5,940円を上限とする。

(2) 移住にかかる経費。（以下「移転費」という。）ただし、申請者一人につき66,000円を上限とし、移転費の実費総額を超えて交付することはできない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、移転費は、在学中に申請できない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 就業（内定）証明書（様式第2号）
- (3) 交通費又は移転費の領収書
- (4) 卒業又は修了証明書。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、在学証明書（別表に例示）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（別表に例示）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式3号）により、当該申請者に通知する。なお、審査の結果補助金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可である場合も、その旨申請者に通知する。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- イ 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき
- ウ 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に移住しなかったとき（申請時にすでに市に住民登録を有する場合を除く。）
- エ 就業開始日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に第3条(2)の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
- オ 移住日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年を経過する日の前日までの間に市以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還

移住日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から
3年以上5年以内に市以外の市区町村に転出した場合
(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この改正は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

証明書類	備考
在学証明書	卒業又は修了学年であることの確認ができるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（大学等の印）すること。
移住元の住所を確認できる資料	住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業又は修了年度の複数月の家賃の振り込み明細や引き落とし履歴をあわせて提出）、卒業又は修了年度の複数月の公共料金領収書等。